

平成 30 年度

(第 8 事業年度)

# 事業報告

平成 30 年 4 月 1 日から  
平成 31 年 3 月 31 日まで

# 公益財団法人日本伝統文化振興財団

## 「平成 30 年度事業報告」目次

要 旨	1
-----	---

### <事業活動>

I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示(公益目的事業 1)	2
1 新たな記録による保存・公開	2
2 レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開	2
3 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進	2
4 無形文化活動の収集・記録	2
II 伝統文化に関する後継者育成(公益目的事業 1)	3
1 若手演奏家を中心とした公演・ライブの企画・後援の実施	3
III 伝統文化に関する公演会等の開催(公益目的事業 1)	4
1 「ルイス・デラカイエ講演会」の主催	4
2 「小唄まつり」の主催	4
3 日本伝統文化振興財団創立 25 周年記念公演の主催	4
4 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力	5
5 広報活動	5
IV 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成(公益目的事業 1)	6
1 日本伝統文化振興財団賞	6
2 中島勝祐創作賞	6
3 助成事業	6
4 邦楽教育支援事業	6
V 伝統文化に関する国際交流(公益目的事業 1)	7
VI 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行(公益目的事業 1)	8

### <管理部門>

1 会 員	9
2 理事会・評議員会等	9
3 公益財団法人の運営等に関する情報公開	9
4 業務執行体制等	10
5 日本伝統文化振興財団創立 25 周年記念事業	10
6 内閣府公益認定等委員会事務局による立入検査	10

## 要 旨

本法人は平成 23 年 6 月 1 日に公益認定を受けた。その第 8 事業年度となる平成 30 年度事業計画は、当財団の唯一の公益目的事業である「無形文化の国内外における普及・振興を図り、我が国の文化の向上、発展に寄与するための公益事業」を基本方針として策定した。以下に、活動の概略を報告する。

## ＜事業活動＞

### I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示(公益目的事業 1)

#### 1 新たな記録による保存・公開

音楽・演劇・舞踊・儀式・祭礼・民俗伝承等の無形文化を録音・映像によって新たに記録し、保存・公開するもので、当年度は、民謡・古典芸能・教育ジャンル等の録音記録、映像記録を、年間を通じて行った。

#### 2 レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開

19 世紀末の蝋管から今日のデジタル記録に至る音源記録を、音楽文化の基礎的アーカイブとして復元・整備し、保存・公開するもので、当年度は各社の音源を復刻・公刊した。

#### 3 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進

当財団が日本レコード協会、日本放送協会等 5 社と共同設立した「歴史的音盤アーカイブ推進協議会」は、大正期の S P レコードから現在までに記録された音声・映像の整備・保存を行い、トータル約 5 万曲の S P レコード音源をデジタルアーカイブ化して国立国会図書館に納入した。25 年度をもって同推進協議会は解散したが、当年度も引きつづき広報活動および音源の情報に関する照会などに対応した。

30 年度は公益財団法人大倉精神文化研究所および民間所有の S P アーカイブ音源等の保存事業を行ったほか、東京外国語大学国際日本学研究院との「戦前 S P 盤総合カタログ構築プロジェクト」を進め、戦前の歴史的音源データ作成による総合カタログ構築を図った。

#### 4 無形文化活動の収集・記録

国立劇場・紀尾井小ホールをはじめ都内のホール、能楽堂など邦楽・伝統芸能専門会場で開催された各種団体・個人の公演を映像記録し、21 世紀の無形文化実践記録として将来に残すべき貴重な文化資産の生成とし、広く公益に寄与するものである。

当年度は、紀尾井ホールでの新日鉄住金文化財団(現・日本製鉄文化財団)主催公演の全公演の映像記録を行った。その他、箏曲・地歌、長唄等の演奏家主催公演における映像・音声記録も行った。

## Ⅱ 伝統文化に関する後継者育成(公益目的事業 1)

日本の伝統芸能は、音楽、舞踊、儀式、祭礼、民俗伝承等 100 種類以上に及ぶジャンルに分けられる。本事業はそれら全てのジャンルを対象に、伝統文化を継承する後継者の育成を図る。当年度は以下の事業を行った。

### 1 若手演奏家を中心とした公演・ライブの企画・後援の実施

継承が困難な状況を迎えている伝統芸能継承者の発掘と育成を目的として、主に需要が乏しく、経済的な観点からも成り立ちにくい、若手実演家の演奏活動を支援する事業として、公演企画の立案、専門誌・ホームページでの広報、演奏者紹介等を、年間を通じて行っている。当年度は、箏曲・地歌・長唄・民謡をはじめ伝統芸能各ジャンルの演奏家の公演に対して後援を行った。

### Ⅲ 伝統文化に関する公演会等の開催（公益目的事業 1）

音楽、舞踊、儀式、祭礼、民俗伝承等の無形文化は、現在特定のジャンル（歌舞伎・能楽・落語・講談等）を除き、新聞・放送等で紹介される機会は極めて少ない。このため、未来に残すべき日本の貴重な文化資産である伝統・文化の普及・振興のために、公演・講演・実習・広報等を開催・後援・実施し、広く一般及び教育現場と専門家を対象に無形文化の普及・振興を行っている。当年度は、以下の事業を行った。

また本年度は、当財団の母体となった旧・財団法人ビクター伝統文化振興財団設立から 25 周年の節目の年に当たり、記念事業を開催した。

#### 1 「ルイス・デラカイエ講演会」の主催

アンデスの伝統楽器ケーナ、シクの世界的演奏家で、教育学博士でもあるルイス・デラカイエ氏の来日に際し、「アンデスの伝統管楽器の文化的・技術的指導の教授学」と題する講演会を求道会館（文京区）で 4 月 5 日に開催した。「伝統は博物館のためにあるのか？」という講演サブタイトルには、伝統音楽の継承とその実践が年を追って困難さを増してきた現代において、伝統文化に携わる全ての人々への根源的な問いかけが含まれている。

#### 2 「小唄まつり」の主催

小唄を研鑽する方々の発表の場として、小唄各社中からの出演を得て、毎年 2 日間にわたって開催する。当年度は平成 30 年 7 月 10 日と 11 日、三越劇場で、両日とも第一部（市丸賞選考の部）、第二部（一般・推薦の部）、第三部（講師演奏）の 3 部構成で開催し、第一部での優れた演奏に対してビクター専属芸術家として活躍された市丸師の名を冠した奨励賞顕彰を行った。

#### 3 日本伝統文化振興財団創立 25 周年記念公演の主催

本年度創立 25 周年を迎えた日本伝統文化振興財団の記念事業として「伝統芸能の現在と未来 ～古典継承の最前線を聴く～」を開催した。伝統芸能分野で将来いっそうの活躍が期待されるアーティストに贈呈する日本伝統文化振興財団賞は、これまでに 22 名の方を顕彰してきた。このたびは、それぞれの芸において現在最も輝きを放っている同賞歴代受賞者のうち 19 名の出演を仰ぎ、熟練の技量とひとときわ優れた芸術性はもとより、古典継承の最前線の至芸、現代の日本における伝統芸能の真の素晴らしさを、多くの方々に聴いていただくことを願って次のとおり開催した。

「伝統芸能の現在と未来 ～古典継承の最前線を聴く～」

日時：平成 30 年 11 月 6 日（火） 18 時開演

会場：紀尾井ホール

助成：公益財団法人新日鉄住金文化財団

協賛：平成 30 年度（第 73 回）文化庁芸術祭

#### 4 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力

当財団の後援等の名義の使用を許可するとともに、当財団ホームページでの広報活動を行うもので、当年度は 95 公演に対して後援・協賛をし、広報活動を行った。

#### 5 広報活動

ホームページにおいて、伝統芸能等の無形文化に関する公演情報等を紹介するとともに、公式ブログ「じゃぼブログ」やツイッターを利用し、ツイッターでは速報性を重視して多彩な情報を、ブログではツイッターでは伝えきれない各公演の見どころ聴きどころなど多彩な情報を綴っている。

また、邦楽専門誌（邦楽ジャーナル誌等）への、演奏実演家の活動状況、収集・公刊する刊行物の内容、当財団の活動状況等についての広報活動を継続して行った。

#### IV 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成（公益目的事業 1）

一般に継承が困難な状況を迎えている無形文化を継承し、将来に伝承すべき人材の発掘を目的として、団体・個人への顕彰・助成を行う。当年度は以下の事業を行った。

##### 1 日本伝統文化振興財団賞

わが国の伝統音楽の保存・振興・普及に努めることを目的とする、当財団主催の顕彰事業の一環として平成 8 年に設立。伝統芸能分野で将来一層の活躍が期待される優秀なアーティストについて、広く識者・研究者・芸能実演家からの推薦を受け、当財団が委任する選考委員によって毎年 1 名の対象者を決定する。賞金は 50 万円。副賞として DVD を制作し、受賞者の技芸を広く全国に紹介する。

平成 30 年度は、新内節の新内多賀太夫氏に第 22 回財団賞を贈賞した。

##### 2 中島勝祐創作賞

長唄三味線演奏家・作曲家として数多くの（110 曲）舞踊曲等を作曲し、三味線弾き語りによる独自の「創作上方浄るり」をはじめ、わが国の創作邦楽の発展に大きく寄与した故東音中島勝祐氏（とうおん・なかじま・かつすけ、昭和 15 年大阪生まれ、平成 21 年没）の功績を記念して、中島勝祐記念会の支援によって平成 23 年に創設。

当年度は 10 点の応募作品のなかから、第 7 回受賞作品として「那須与一弓矢誉」（鶴澤津賀寿 作曲）を選定し、CD アルバムの刊行を行った。

##### 3 助成事業

伝統文化振興に関わる学会、教育研究会等の賛助会員として、各会からの要請による講演、伝統芸能実演家の紹介など、会費と運営への助成活動を行う。

当年度は一般社団法人東洋音楽学会、東京都小学校音楽教育研究会、東京都中学校音楽教育研究会の 3 団体について賛助会員として運営を支援し、教育現場への和楽器の貸し出し、実習記録保存等で協力活動を行っている。

##### 4 邦楽教育支援事業

児童・生徒、音楽教師、および一般を対象とした邦楽に関する授業、講習会、ワークショップ等の実施を支援する目的で、当年度は当財団所有のネオ箏・三味線の楽器貸出しを、のべ 15 か所に対し年間を通じて行った。



## V 伝統文化に関する国際交流（公益目的事業1）

本事業は、日本の貴重な文化資産である伝統文化伝承者による公演・講演・ワークショップ等を開催し、広報・放送等によって広く国内外に紹介するとともに、海外の実演家・研究者による公演・発表等も行い、無形文化の国際的な紹介と交流を行うものであるが、当年度は事業の実施がなかった。

## VI 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行（公益目的事業 1）

上記 1. 「無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示」事業によって収集・記録・保存・復元・整備された音楽・映像記録のディスク及びビデオによる発行と、無形文化に関する図書発行事業。

昭和期を通じて日本の音源記録・保存の担い手だったレコード各社は、近年の音楽産業の大きな衰退を背景に、刊行数が極めて少ないためまったく収益性がなく、対象が幅広く百種類以上にも及ぶ無形文化の記録・刊行を現在ほとんど行わなくなっている。営利を追求するレコード会社において、当該ジャンルの記録・公刊は将来継続困難に陥ることが予測され、そのため、営利を目的としない公益法人での存続を図ることを主旨として、平成 5 年に当財団が設立された。

当財団はこの設立趣旨に基づき、現在もレコード各社によって行われている流行歌・ポップス・ジャズ等、営利を追求し得る音声・映像記録以外の、伝統・文化・教育ジャンル等の音源記録・映像記録を広く公益に寄与する目的を持って続けるとともに、「聴くこと・見ること」が出来て初めて意味を持つそれらの記録を全国どこでも入手可能とするために、設立基金元の協力を得て発行事業の存続を計り、現在まで約 2000 タイトル（本年度 24 タイトル）の音声・映像記録を刊行している。

## <管理部門>

### 1 会 員

当財団は平成 23 年 6 月 1 日に公益認定を受け、同年 10 月より賛助会員募集を開始した。  
30 年度中の賛助会員登録は、法人団体会員 1 件、個人会員 140 名。

### 2 理事会・評議員会等

#### (1) 定時理事会

平成 30 年 5 月 14 日 (月) 東方学会新館 会議室

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告・決算書承認の件 ～承認

第 2 号議案 行政庁定期提出書類承認の件 ～承認

第 3 号議案 評議員会開催日時承認の件 ～承認

#### (2) 評議員会

平成 30 年 5 月 29 日 (火) 書面表決 (全員同意)

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告・決算書承認の件 ～承認

第 2 号議案 行政庁定期提出書類承認の件 ～承認

#### (3) 定時理事会

平成 31 年 3 月 5 日 (火) 東方学会新館 会議室

第 1 号議案 平成 31 年度事業計画・収支予算承認の件 ～承認

第 2 号議案 資金調達及び設備投資の見込みの件 ～承認

第 3 号議案 評議員会開催日時承認の件 ～承認

#### (4) 評議員会

平成 31 年 3 月 25 日 (月) 書面表決 (全員同意)

第 1 号議案 平成 31 年度事業計画・収支予算承認の件 ～承認

第 2 号議案 資金調達及び設備投資の見込みの件 ～承認

### 3 公益財団法人の運営等に関する情報公開

行政庁へ電子申請した「事業報告書」、「事業計画書」等の定期提出書類を Web サイトで公開している。

#### 4 業務執行体制等

職員の減増員なし。

#### 5 日本伝統文化振興財団創立 25 周年記念事業

平成 30 年が当財団創立 25 周年にあたることから、7 月には有志の方々 13 名が発起人、3 名が世話人となり、創立 25 周年を祝う会が次のとおり開催された。

〈日本伝統文化振興財団創立二十五周年を祝う会〉

日時：平成 30 年 7 月 19 日 18 時 30 分

会場：八芳園（東京都港区白金台）

出席者：約 200 名

祝う会の際に小冊子『伝統を未来に 日本伝統文化振興財団二十五年のあゆみ』（B5 判 48 ページ 非売品）を作成し、出席者に配布した。また当財団の記録として、後日関係各所に寄贈した。

#### 6 内閣府公益認定等委員会事務局による立入検査

平成 30 年 12 月 18 日（火曜）

内閣府公益認定等委員会事務局による立入検査の指摘事項

調査官：上席審査監督調査官 森 隆 氏

政策企画調査官 大塚 隆 氏

閲覧文書の備付

閲覧文書はプリントアウトしてファイルして備え付けること

定期提出書類（事業報告等の提出）

別紙 4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る種類について

別表 A (1) 収支相償の計算

FAQ VI-2-⑦ 5 4 行目

また収支相償の計算は、公益目的事業会計区分に計上された収益から管理費相当額を差し引いた差額を「収入」として、「費用」は、公益目的事業費をもって収支を判定することとなります。

収益事業廃止後に提出した書類で、公益目的事業収益から管理費相当額を差し引いていなかったため、余剰が生じていた。

#### 代表理事及び業務執行理事の執行状況の報告

##### 定款第 25 条第 3 項

代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  
議事録に業務の執行について報告があったことを記載すること。

#### 規程の整備

経理規程

印章規程

給与手当規程

#### その他

決算伝票（月次も含む）も理事長に押印してもらおう。  
未成制作費が期末棚卸高から外れているのはなぜか。  
職員退職金規程の係数が少なすぎないか。

令和元年 5 月 公益財団法人日本伝統文化振興財団

以 上